



平成23年 3月16日
国土交通省 東北運輸局

東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱い

被災地の船舶の所在地を管轄する運輸支局・海事事務所での対応が困難なため（※1）、管轄以外の地方運輸局等で次のような対応をします。

1. 船舶検査等の申請は、申請に必要な提出書類の一部を省略し、FAX やメールによる申請もできます。
2. 平成23年3月14日から平成24年3月13日の間に有効期間を満了する船舶検査証書等は3ヶ月の延長を行います。
(延長に伴う事務手続きは、後日、延長された期間内にも行うことができます。)
3. 被災のため定期的検査（定期検査、中間検査）を受検することが困難な船舶は、簡易な手続きにより安全性を確認し、その後6ヶ月以内に詳細な検査を行います。ただし、臨時検査は除きます。
4. 被災地で船舶検査を受検中だった船舶の今後の処理について東北運輸局へお問い合わせください。

（※1 船舶検査業務が困難な状況にある東北管内の運輸支局、海事事務所）
岩手運輸支局宮古庁舎、気仙沼海事事務所、石巻海事事務所、福島運輸支局小名浜庁舎

《問い合わせ先》

東北運輸局 海上安全環境部

船舶安全環境課 渡辺、鈴木

TEL：022-791-7516

海事技術専門官（船舶検査官）佐々木、安藤

TEL：022-791-7514

平成 23 年 3 月 14 日

東北運輸局海上安全環境部

東北地方太平洋沖地震に伴う船舶検査等の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年 9 月 6 日法律第 150 号）に基づき、3 月 13 日に激甚災害に指定されたこと等に伴い、船舶検査等について下記のとおり対処することとしましたのでお知らせします。

なお、御不明な点は、下記連絡先までご相談ください。

記

1. 対応官庁

被災地の船舶の所在地を管轄する地方運輸局等での対応の困難が予想されるため、被災地を主な受検地とする船舶等に係る事務について、平成 23 年 3 月 14 日から平成 24 年 3 月 13 日までの間、管轄以外の地方運輸局等でも対応致します。

2. 対処事項

(1) 船舶検査等の申請

船舶検査等に係る申請について、申請者の被災により通常の申請に拠ることが困難な場合、FAX やメール等による申請や添付書類の一部省略を認めることとします。後日、正式な申請書の提出及び手数料等の納付をお願いします。

(2) 船舶検査証書等の有効期間の延長

平成 23 年 3 月 14 日から平成 24 年 3 月 13 日の間に有効期間が満了する船舶検査証書等について、有効期間が満了する日の翌日から起算して 3 ヶ月の延長を行います。なお、当該有効期間の延長に伴う事務手続きは、延長された当該期間内に行うことで差し支えありません。

(3) 定期的検査時等の処理

被災のため受検が困難な船舶等については、現認や写真、電話等により船舶等の現状が良好であることを確認のうえ検査終了とし、終了日の翌日から起算して 6 ヶ月後の臨時検査の指定とすることが可能です。

(4) 船舶検査受検中船舶等の取扱

被災地において船舶検査受検中である船舶等については、東北運輸局から委嘱手続き等の処理を行いますので、東北運輸局へお問い合わせください。

(連絡先)	東北運輸局海上安全環境部		
	船舶安全環境課	(電話)	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 1 6
	船舶検査官	(電話)	0 2 2 - 7 9 1 - 7 5 1 4
		(FAX)	0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 8 4

平成23年3月16日
海上安全環境部

東北地方太平洋沖地震に伴う海技免状及び船員法関係取扱いについて

平成23年東北地方太平洋沖地震災害による関係地域住民への影響の大きさに鑑み、当該震災により被災した船員等、並びに被災者や被災地域の救助・救援業務に就く船舶に乗り組む船員等に係る関係規定の適用に当たっては、当面の間、次のとおり弾力的な取扱としますので、お知らせいたします。

I. 船舶職員及び小型船舶操縦者法関係

1. 適用対象者

原則として、今般災害救助法が適用されている市町村（厚生労働省報道発表 参照。）に住所を有する者。その他更新申請等を行うことができなかつたことについてやむを得ない事情がある者。

2. 実施事項

(1) 免許の申請関係

海技士国家試験又は小型船舶操縦士国家試験に合格した者であつて、平成23年3月11日以降に免許申請を行ったもののうち、合格から当該申請時までの期間が1年を超えている者については、合格から1年を経過する日において免許申請があつたものとみなす。

(2) 海技免状等の有効期間の更新関係

- ① 平成23年3月11日以降に更新講習により更新を行おうとする者であつて、申請時において更新講習修了日から3月を超えている者については、有効期間満了日に講習を修了したものとみなす。
- ② 平成23年3月11日以降に海技免状又は操縦免許証（以下「海技免状等」という。）の有効期間が満了する者のうち、海技免状等の有効期間の更新申請時において更新期間を超えているもの（海技免状等の滅失再交付を併せて申請する者を含む。）については、現有海技免状等の有効期間満了日に更新申請（更新申請及び再交付申請）があつたものとみなす。

(4) 海技免状等の再交付関係

失効再交付講習についても（2）①と同。

(5) 船舶職員の乗組み基準関係

船舶を一時的に係留して被災者の入浴・宿泊等に用いる場合の船舶職員の乗組み基準の適用については、係留期間に限り「一時航行の用に供しない船舶」として取り扱う。

II. 船員法関係

救助・救援業務に就く船舶に乗り組む船員等については、

- ① 雇入契約の成立等の届出が必要となる場合にあっては、事後的な手続きを可とする。
- ② 船員手帳の受有等が必要となる場合にあっては、事後的な交付申請等を可とする。
- ③ 危険物等取扱責任者資格の認定の更新が必要となる場合には、更新時期を超える場合であっても、要件による更新を可とする。

船員労働環境・海技資格課 担当 浅野・岡野 TEL : 022-791-7524
--